2025年3月18日改定

建築技術認証・証明事業
事業案内

一般財団法人　日本建築総合試験所
評価判定センター 性能評定課
〒540-0026　大阪府大阪市中央区内本町2丁目4番7号　大阪U2ビル5階
TEL：06-6966-7600　FAX：06-6966-7680
URL　https://www.gbrc.or.jp
E-MAIL　seinou@gbrc.or.jp

目　　次

◇ 建築技術認証・証明事業の概要 …… 1
・本事業の特色 …… 1
・対象とする建築技術 …… 1
・組織と運営 …… 2
・公表 …… 2

◇ 性能認証の流れ（事前相談～製本） …… 3
・フロー図の解説 …… 4

◇ 性能証明の流れ（事前相談～製本） …… 6
・フロー図の解説 …… 8

◇ 性能認証・性能証明の手続き …… 10
・申込方法 …… 10
・認証または証明に要する料金及び支払方法 …… 10
・必要書類 …… 11
・成果物について …… 13

建築技術認証・証明事業の概要

一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が独自事業として実施する「建築技術認証・証明事業」は、新しく開発された建築技術の性能を第三者の立場から評価し、設定した認証基準を満たしていることについて性能認証書を発行する「建築技術性能認証」、および、その技術が達成している性能について性能証明書を発行する「建築技術性能証明」からなっています。

〔本事業の特色〕

本事業を実施するために、法人が行っている試験事業その他の事業部門とは独立して運営される建築技術性能認証委員会・基礎技術性能認証委員会（以下、「性能認証委員会」という。）を設置しています。性能認証委員会は、一定の条件を満たす技術案件を対象として、それが達成している性能の審査を行います。これを受けて法人が、建築技術性能認証書（以下、「性能認証書」という。）、または建築技術性能証明書（以下、「性能証明書」という。）を発行します。

この性能認証書、性能証明書を、行政・発注・設計・施工・材料製造などの種々の立場の方々が、当該技術の採否判断の技術資料として活用されることを期待しています。

なお、建築技術性能認証委員会は基礎系以外の建築技術を対象とし、基礎技術性能認証委員会は基礎系に関する建築技術を対象としています。

〔対象とする建築技術〕

本事業の対象とする新しい建築技術は、その技術が具現しようとしている性能から、次の３タイプに大別されます。

Ａ … その技術が具現しようとしている性能に関し、建築基準法令または建築基準関連法令に技術基準の規定のないもの、および日本工業規格、日本農林規格に規格されていないもの

Ｂ … その技術が具現しようとしている性能に関し、上記の技術基準または規格を満たし、かつ、それ以外に付加される性能を有するもの

Ｃ … 上記の技術基準または規格の規定との関わりで、その技術の達成している性能を証明することが求められるもの

下表のとおり、Ａタイプ、Ｂタイプの技術については、性能認証または性能証明のいずれか、またはその両方を行うことができます。Ｃタイプについては、性能証明のみを行います。

技術のタイプ	技　術　例	事業内容
A	・新しい機能性材料の品質、及び品質管理システム	性能認証 または 性能証明
B	・せん断補強筋の溶接継手 ・床遮音仕上げ工法	
C	・地盤の支持力（杭、杭状補強材、地盤改良） ・各種構造の新しいディテール ・耐震補強工法 ・制震デバイスと制震工法	性能証明

法人が行う性能証明は、その技術が達成している性能の内容を、基準化されている性能との関わりも含めて具体的に第三者として証明するものです。

なお、建築基準法令等において、その技術が達成している性能を試験等によって確かめている場合、その内容が法令等の要求を満たしていると判断することは、建築主事等が行えることですが、性能証明はその判断のための技術的根拠の一つになりうるものと考えます。

〔組織と運営〕

本事業のために、学識経験者を委員とする性能認証委員会を設置し、性能認証、または性能証明するための総括的審議を厳正かつ公平に行います。性能認証委員会の下には、認証基準作成委員会（以下、「基準作成委員会」という。）、評価専門委員会（以下、「専門委員会」という。）を設けます。基準作成委員会は、性能認証を実施する際の認証基準案を作成します。性能認証委員会で基準案の承認が得られれば、法人はこの基準を公表します。専門委員会は、申込案件ごとに設置し、その技術の含まれる領域を特に専門とする委員で構成し、案件技術の具体的な審議を行います。

〔公表〕

性能認証もしくは性能証明を行った結果を公表します。

公表は、法人のホームページ（https://www.gbrc.or.jp/）及び機関誌「ＧＢＲＣ」に掲載することによって行います。ホームページには、証明(認証)番号、技術名称、申込者、発効日、評価シート(又は認証概要)を掲載し、機関誌「ＧＢＲＣ」には評価シート（又は認証概要）を掲載します。機関誌「ＧＢＲＣ」は、関係省庁、特定行政庁及び指定確認検査機関等に配布されています。平成 23 年 10 月以降、評価概要報告書の配布は、配布希望者が証明取得者に直接連絡する方法に変更になりました。

性能認証の流れ（事前相談～製本）

性能認証フロー（事前相談～製本まで）

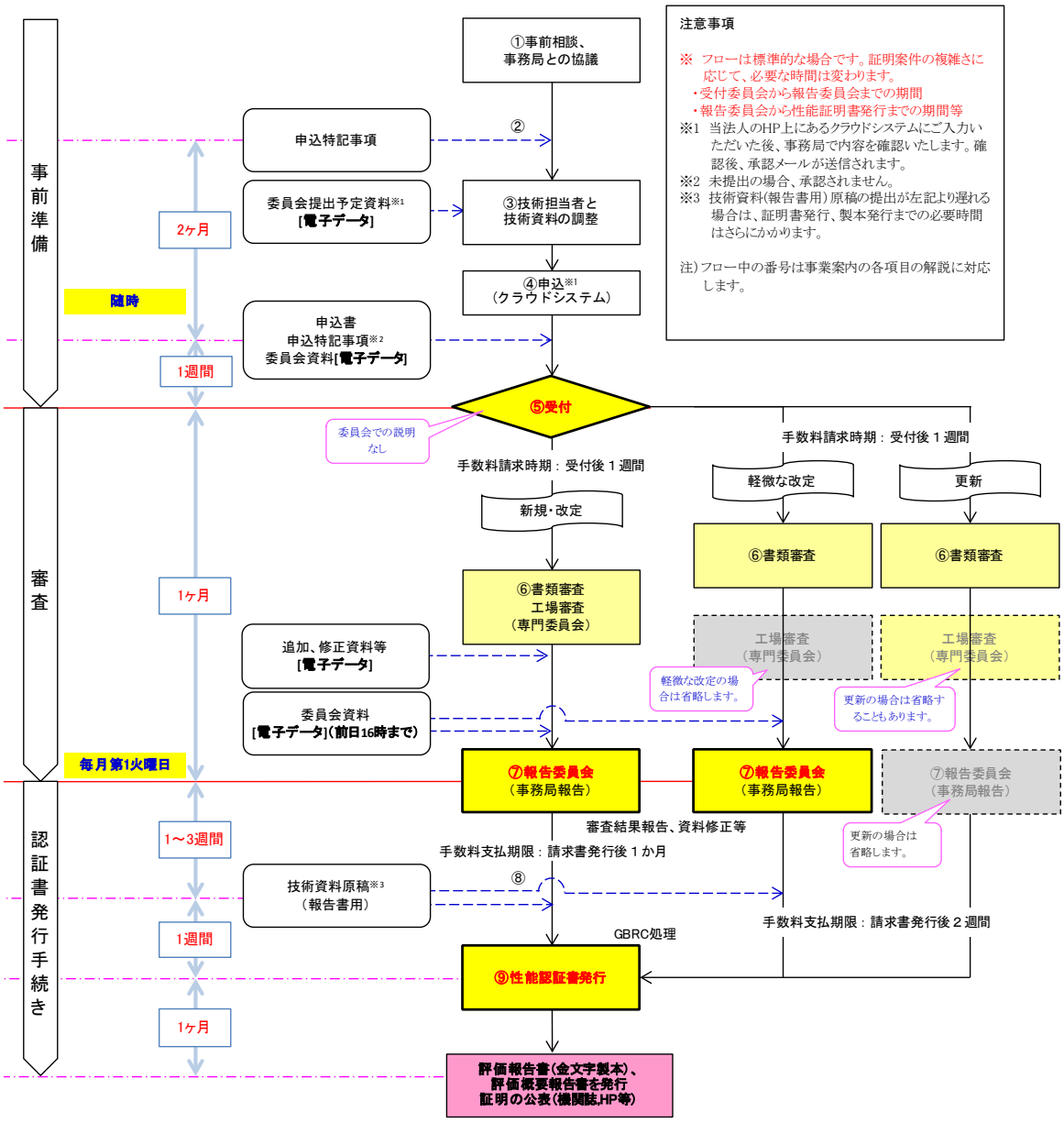

フロー図の解説	申込者側の対応
①事前相談、事務局との協議 申込技術の概要、申込時期等の協議を事務局と行います。	・技術の概要がわかる資料を持って、事務局と打合せを行って下さい。
②申込特記事項の提出（受付の２ヶ月前までに） 技術の実施体制、適用範囲、該当する法令について、資料を提出いただき、性能認証にあたり基本的な問題がないか等、事務局にてチェックを行います。	・申込特記事項（所定書式あり）を作成し、事務局担当に提出して下さい（メール可）。
③技術担当者と技術資料の調整*1 性能認証の受付が可能なように、作成途中の委員会提出予定資料(電子データ)を提出いただき、資料の整備を行っていただきます。必要に応じて、技術担当者がサポートします。	・技術担当者と打合せを行い、技術資料を完成させる作業をして下さい。
④申込（クラウドシステム） 当法人の HP 上にあるクラウドシステム（技術申込）の入力フォームに従って案件概要を入力していただきます。 事務局が内容を確認し、申込の承認を行います。クラウドシステムへのログイン ID を発行します。 申込書、申込特記事項、委員会提出資料（電子データ）を提出いただきます。1 週間後に受付が可能かどうかを最終確認します。	・クラウドシステム（技術申込）の入力フォームに従って、案件概要を入力してください。 ・申込書、申込特記事項、委員会提出資料(電子データ)を提出して下さい。
⑤受付 案件の受付を行います。技術資料は技術担当者及び事務局が内容を確認します。受付可となった案件について事務局より申込（写）及び請求書を発行し、案件受付の旨を申込者に通知します。これによって認証についての契約が成立したことになります。	・受付後、1週間後を目安に請求書を送付いたしますので記載する期日（新規・改定はおよそ 1 か月以内、軽微な改定・更新はおよそ 2 週間以内）までに指定の銀行にお振り込みください。 ・技術担当者より審査内容を連絡しますので、必要な対応を行って下さい。
⑥専門委員会による工場審査・書類審査 担当委員を2人以上選任し、認証基準への適合性について、1）サンプルの抜取りによる製品試験などを含めた審査（工場審査）、2)認証基準への適合性について、書類確認を行います。書類審査を、工場ごとに行います。 軽微な改定の場合、工場審査は省略します。	・担当委員立会いのもと、製品試験を行い結果を説明してください。 ・書類審査では、技術資料について、担当委員に詳しい説明を行って下さい ・経過報告書(議事録)を作成し、審査の内容に応じて、追加検討や資料の修正を行って下さい。

フロー図の解説	申込者側の対応
⑦報告委員会による審査 事務局より専門委員会での審査内容について報告を行い、委員会にて認証内容について承認を行うか審議します。必要に応じて、追加検討等や資料の修正をお願いすることがあります。	・委員会資料（電子データ：前日 16 時まで）に提出して下さい。 ・技術担当者より委員会審査内容を連絡しますので、必要な対応を行って下さい。 （電子データはクラウドシステムへアップロード下さい。）
⑧技術資料（報告書用）原稿の提出 委員会による承認後、その後の製本の元となる原稿を提出いただきます。	・内容を技術担当と最終確認をして下さい。 ・報告委員会の結果をふまえた技術資料（報告書用）の原稿(電子データ)を提出して下さい。（電子データはクラウドシステムへアップロード下さい。（決裁資料事前チェック申込者回答→決裁資料チェック申込者回答））
⑨性能認証書の発行 技術資料（報告書用）をもとに決裁処理を行い、性能認証書を発行します。認証書の発行時期は技術資料（報告書用）原稿提出後 1 週間程度です。	・性能認証書を送付しますので、内容等について再度ご確認下さい。
⑩評価報告書、認証の公表 最終成果物となる評価報告書を納品します。また、認証の公表を行います。公表は、機関誌「GBRC」、法人のホームページ(https://www.gbrc.or.jp/)によって行います。	・公表は必須です。

*1：資料の整備に際して行う技術担当者のサポートは、審査の結果を保証するような技術内容をサポートするものではありません。

*2：変更内容によっては、報告委員会で軽微な改定とはならない場合があります。

性能証明の流れ（事前相談～製本）

性能証明フロー（事前相談～製本まで）

建築技術（基礎技術以外）

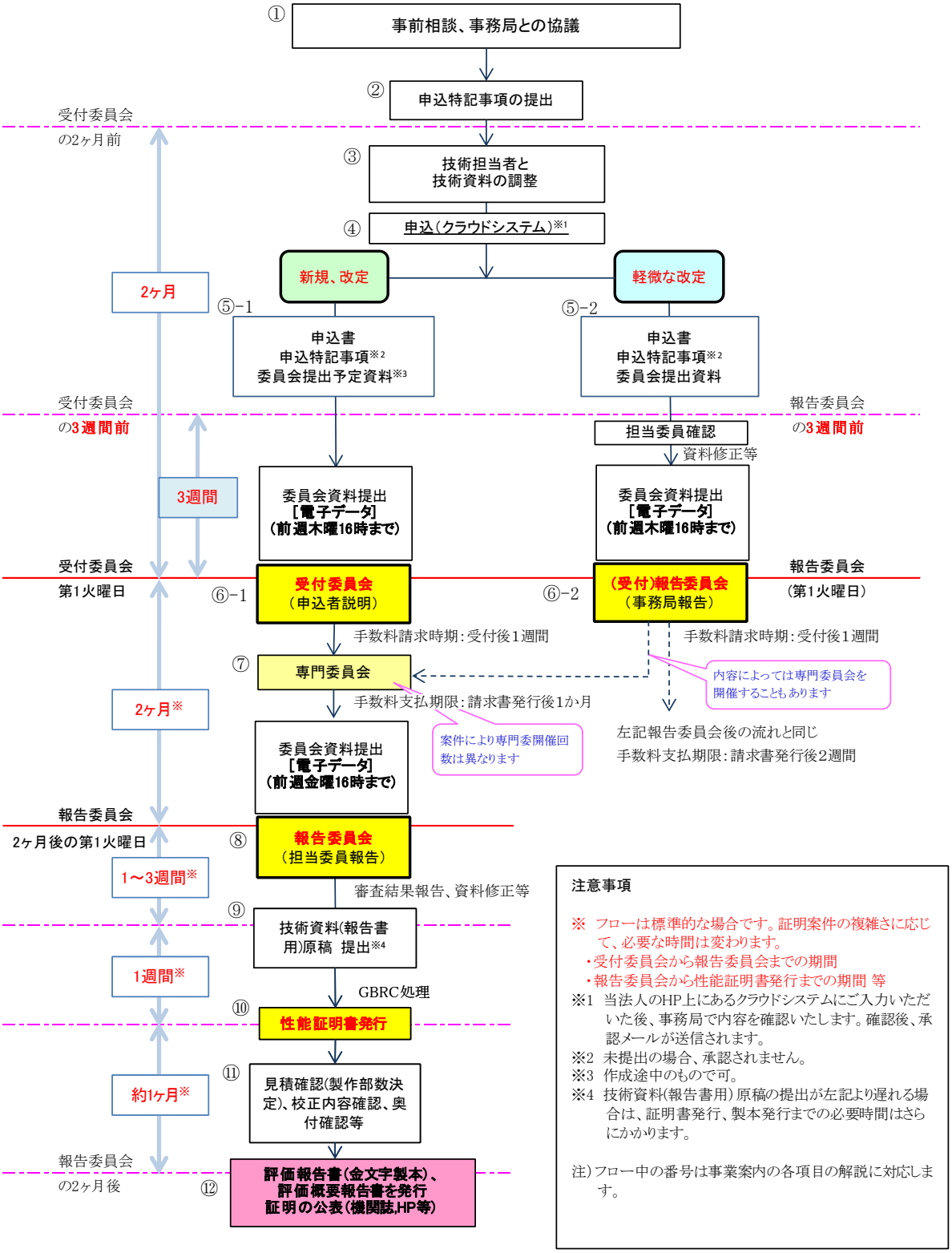

注意事項

※　フローは標準的な場合です。証明案件の複雑さに応じて、必要な時間は変わります。
・受付委員会から報告委員会までの期間
・報告委員会から性能証明書発行までの期間 等

※1　当法人のHP上にあるクラウドシステムにご入力いただいた後、事務局で内容を確認いたします。確認後、承認メールが送信されます。
※2　未提出の場合、承認されません。
※3　作成途中のもので可。
※4　技術資料(報告書用)原稿の提出が左記より遅れる場合は、証明書発行、製本発行までの必要時間はさらにかかります。

注)フロー中の番号は事業案内の各項目の解説に対応します。

性能証明の流れ（事前相談～製本）

性能証明フロー（事前相談～製本まで）

基礎技術（杭工法、杭鋼管継手工法、地盤補強工法、地盤改良工法など）

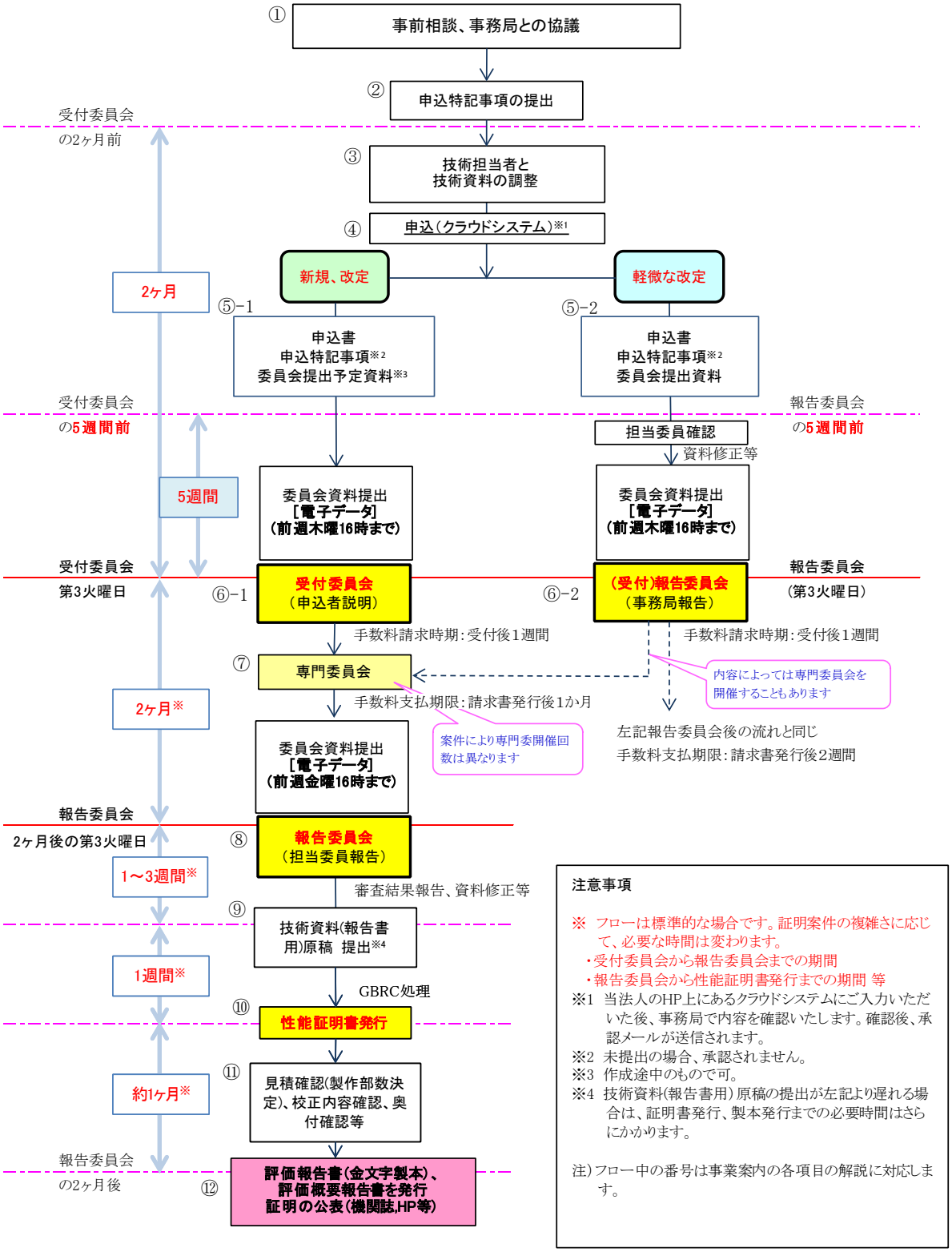

注意事項

※　フローは標準的な場合です。証明案件の複雑さに応じて、必要な時間は変わります。
- 受付委員会から報告委員会までの期間
- 報告委員会から性能証明書発行までの期間 等

※1　当法人のHP上にあるクラウドシステムにご入力いただいた後、事務局で内容を確認いたします。確認後、承認メールが送信されます。
※2　未提出の場合、承認されません。
※3　作成途中のもので可。
※4　技術資料(報告書用)原稿の提出が左記より遅れる場合は、証明書発行、製本発行までの必要時間はさらにかかります。

注）フロー中の番号は事業案内の各項目の解説に対応します。

フロー図の解説	申込者側の対応
①事前相談、事務局との協議 申込技術の概要、申込時期等の協議を事務局と行います。	・技術の概要がわかる資料を持って、事務局と打合せを行って下さい。
②申込特記事項の提出（受付委員会の2ヶ月前までに） 技術の実施体制、適用範囲、該当する法令、技術の概要等について、資料を提出いただき、性能証明にあたり基本的な問題がないか等、事務局にてチェックを行います。	・申込特記事項（所定書式あり）を作成し、事務局担当に提出して下さい（メール可）。
③技術担当者と技術資料の調整*1 性能証明の受付が可能なように、資料の整備を行っていただきます。必要に応じて、技術担当者がサポートします。	・技術担当者と打合せを行い、技術資料を完成させる作業をして下さい。
④申込（クラウドシステム） 当法人の HP 上にあるクラウドシステム（技術申込）の入力フォームに申込案件の情報を入力していただきます。 事務局が内容を確認し、申込の承認を行います。クラウドシステムへのログイン ID を発行します。	・クラウドシステム（技術申込）のフォームに従って、案件概要を入力してください。
⑤-1（新規、改定）申込書等の提出（基礎系以外：受付委員会の 3 週間前まで、基礎系：受付委員会の 5 週間前まで） 申込書、申込特記事項、作成途中の委員会提出予定資料(電子データ)を提出いただきます。3 週間後の委員会に申込が可能かどうかを最終確認します。 **⑤-2（軽微な改定）申込：事務局受付**（基礎系以外：受付委員会の 3 週間前まで、基礎系：受付委員会の 5 週間前まで）*2 申込書、申込特記事項、委員会提出資料(電子データ)を提出いただきます。技術資料は既証明時の担当委員、委員長、技術担当者及び事務局が内容を確認します。受付可となった案件について事務局より申込（写）及び請求書を発行し、案件受付の旨を申込者に通知します。これによって証明についての契約が成立したことになります。	・申込書、申込特記事項、作成途中の委員会提出予定資料(電子データ)を提出して下さい。 ・申込書、申込特記事項、委員会提出資料(電子データ)を提出して下さい。 ・請求書受理後、振込期限までに費用をお支払い下さい。
⑥-1（新規、改定）受付委員会による審査 案件の受付審査を行います。申込者に技術の概要等について説明いただきます。受付可となった案件について事務局より申込（写）及び請求書を発行し、案件受付の旨を申込者に通知します。これによって証明についての契約が成立したことになります。	・委員会資料（電子データ：前週木曜日 16 時まで）に提出して下さい。（ログイン ID を発行しますので電子データはクラウドシステムへアップロード下さい。） ・委員会に出席いただき、技術の概要等について説明を行って下さい（原則、Power Point）。経過報告書(議事録)を作成し、クラウドシステムへアップロードすると共に専門委員会に提出して下さい。 ・受付後、1週間後を目安に請求書を送付いたしますので記載する期日（およそ 1 か月以内）までに指定の銀行にお振り込みください。

フロー図の解説	申込者側の対応
⑥-2（軽微な改定）報告委員会による審査 案件の報告審査を行います。	・委員会資料（電子データ：前週金曜日 16 時まで）に提出して下さい。（ログイン ID を発行しますので電子データはクラウドシステムへアップロード下さい。） ・技術担当者より委員会審査内容を連絡しますので、必要な対応を行って下さい。 ・受付後、1週間後を目安に請求書を送付いたしますので記載する期日（およそ 2 週間以内）までに指定の銀行にお振り込みください。
⑦専門委員会による審査 担当委員を 2 人以上選任し、証明を行う技術について、目標性能や適用範囲等について、個別の審査を行います。	・技術資料について、担当委員に詳しい説明を行って下さい。 ・経過報告書(議事録)を作成し、審査の内容に応じて、追加検討や資料の修正を行って下さい。
⑧報告委員会による審査 担当委員により専門委員会での審査内容について報告がなされ、委員会にて証明内容について承認を行うか審議します。必要に応じて、追加検討等や資料の修正をお願いすることがあります。	・委員会資料（電子データ：前日 16 時まで）に提出して下さい。 （電子データはクラウドシステムへアップロード下さい。） ・技術担当者より委員会審査内容を連絡しますので、必要な対応を行って下さい。
⑨技術資料（報告書用）原稿の提出 委員会による承認後、その後の製本の元となる原稿を提出いただきます。	・内容を技術担当と最終確認をして下さい。 ・報告委員会の結果をふまえた技術資料（報告書用）の原稿(電子データ)を提出して下さい。（電子データはクラウドシステムへアップロード下さい。 （決裁資料事前チェック申込者回答→決裁資料チェック申込者回答））
⑩性能証明書の発行 技術資料（報告書用）をもとに決裁処理を行い、性能証明書を発行します。証明書の発行時期は技術資料（報告書用）原稿提出後 1～2 週間程度です。	・性能証明書を送付しますので、内容等について再確認下さい。 ・評価概要報告書作成依頼書、奥付確認書をメール送信しますので、必要事項を記入の上、返信して下さい。
⑪評価概要報告書の印刷調整 見積内容の確認（製作部数の決定）、校正内容の確認、奥付の確認等を行います。	・評価概要報告書の見積内容の確認を行い、製作部数を連絡下さい。また、印刷業者の校正原稿に問題がないか確認を行って下さい
⑫評価報告書、評価概要報告書の発行、証明の公表 最終成果物となる評価報告書、評価概要報告書を納品します。また、証明の公表を行います。公表は、機関誌「GBRC」、法人のホームページ(https://www.gbrc.or.jp/)によって行います。	・評価概要報告書の製作実費を、振込期限までにお支払い下さい。 ・評価シートの公開は必須です。

*1：資料の整備に際して行う技術担当者のサポートは、審査の結果を保証するような技術内容をサポートするものではありません。

*2：変更内容によっては、（受付）報告委員会で軽微な改定とはならない場合があります。

性能認証・性能証明の手続き

性能認証または性能証明の手続きは以下のようにお願いします。申込に際しては、事前に申込窓口である事務局までご相談ください。

【申込方法】

① 申込窓口：(一財)日本建築総合試験所 評価判定センター 性能評定課

(事務局) 〒540-0026 大阪市中央区内本町２丁目４番７号 大阪Ｕ２ビル５階

(TEL) 06-6966-7600 (FAX) 06-6966-7680

(E-mail) seinou@gbrc.or.jp

②必要書類：【必要書類】をご参照ください。

【認証または証明に要する料金及び支払方法】

建築技術性能証明に係わる料金は、「建築技術認証・証明事業 料金規程」に示します。また、審査料金は、法人の指定する期日までにお支払ください。

【必要書類】(性能認証)

提出時期	提出期限	提出書類	部数	備考
事前相談後	受付の 2ヶ月前まで	申込特記事項	電子ﾃﾞｰﾀ (PDF)	・所定書式あり。
申込前	受付の 3週間前まで	委員会提出 予定技術資料	電子ﾃﾞｰﾀ (PDF)	・作成途中の技術資料をご提出下さい。
申込時	受付の 1週間前まで	申込特記事項	電子ﾃﾞｰﾀ* (PDF)	・所定書式あり。 (クラウドシステム(技術申込)へアップロード)
		技術資料 (委員会用)		・完成した技術資料をご提出下さい。 ・性能認証のための説明資料、設計・施工基準等の各基準等から構成される技術資料(資料の始めに申込書の写し、申込特記事項を添付)
		(申込書)		・クラウドにご入力→GBRC の承認
受付時	―	―	―	・随時受付いたします。
書類審査	―	―	―	・申込時提出の資料にて、審査。
工場審査 **(専門委員会)**	工場審査 当日	・追加検討書 ・追加資料 ・経過報告書	電子ﾃﾞｰﾀ* (PDF)	・実験報告書の資料の詳細版は、追加資料としてここで提出下さい。
報告委員会	委員会の 前日 16 時	・訂正済み技術資料(委員会用) ・追加検討書 ・経過報告書	電子ﾃﾞｰﾀ* (PDF)	・性能認証のための説明資料、設計・施工基準等の各基準等から構成される技術資料の訂正済み版
報告委員会後 委員会の結果をふまえた技術資料(報告書用)の最終確認が終了した時点(技術資料(報告書用)原稿受領時)で、「建築技術性能認証書」を発行します。 報告委員会後 1～3 週間以内	技術資料(報告書用)	1.性能認証のための説明資料 2.設計・施工基準等の各基準等 3.追加検討書 4.追加資料 5.経過報告書	電子ﾃﾞｰﾀ* (PDF)	・審査に係った全資料を提出して下さい。電子ﾃﾞｰﾀ(PDF ﾃﾞｰﾀ)にて提出下さい。 ・内容について報告委員会終了後、技術担当と最終確認をして下さい。 (決裁資料事前チェック→決裁資料チェック) ・1～5 を審査内容保存用として評価報告書(金文字製本)を作成します。

*クラウドシステムを利用

【必要書類】(性能証明)

提出時期	提出期限	提出書類	部数	備考
事前相談後	委員会の 2ヶ月前まで	申込特記事項	電子ﾃﾞｰﾀ (PDF)	・所定書式あり。
申込時	委員会の 3週間前まで	申込特記事項	電子ﾃﾞｰﾀ* (PDF)	・所定書式あり。 (クラウドシステム(技術申込)へアップロード)
		委員会提出 予定技術資料 (委員会提出技術資料)	電子ﾃﾞｰﾀ (PDF)	・作成途中の技術資料をご提出下さい。 ・(　)は軽微な改定時を示し、完成した技術資料をご提出下さい。
		(申込書)	電子ﾃﾞｰﾀ* (PDF)	クラウドにご入力→GBRC の承認
受付委員会	委員会前週 木曜日 16 時	技術資料 (委員会用)	電子ﾃﾞｰﾀ* (PDF)	・性能証明のための説明資料、設計・施工基準等の各基準等から構成される技術資料
評価専門 委員会	評価専門 委員会 当日	・追加検討書 ・追加資料 ・経過報告書	電子ﾃﾞｰﾀ* (PDF)	・実験報告書や基礎載荷試験の資料の詳細版は、追加資料としてここで提出下さい。
報告委員会	委員会前週 金曜日 16 時	・訂正済み技術資料(委員会用) ・追加検討書 ・経過報告書	電子ﾃﾞｰﾀ* (PDF)	・性能証明のための説明資料、設計・施工基準等の各基準等から構成される技術資料の訂正済み版 ・立会施工試験等を実施した場合は、経過報告書の前に立会試験報告書を添付して下さい。
報告委員会後 委員会の結果をふまえた技術資料(報告書用)の最終確認が終了した時点(技術資料(報告書用)原稿受領時)で、「建築技術性能証明書」を発行します。 報告委員会後 1～3 週間以内	技術資料(報告書用)	1.性能証明のための説明資料 2.設計・施工基準等の各基準等 3.追加検討書 4.追加資料 5.経過報告書	電子ﾃﾞｰﾀ* (PDF)	・審査に係った全資料を提出して下さい。電子ﾃﾞｰﾀ(PDF ﾃﾞｰﾀ)にて提出下さい。 ・内容について報告委員会終了後、技術担当と最終確認をして下さい。 (決裁資料事前チェック→決裁資料チェック) ・1,2 をもとに評価概要報告書を作成し、1～5 で審査内容保存用として評価報告書(金文字製本)を作成します。

*クラウドシステムを利用

Ⅰ．建築技術性能認証書・性能証明書

・発行部数：申込者 1 社毎に 1 枚発行

・発行費用：手数料に含む（追加発行の場合：11,000 円（消費税等を含む）を申し受けます。）

・記載内容：表面…下図参照

裏面…改定時には改定の内容を記載

【建築技術性能証明書（表面）】

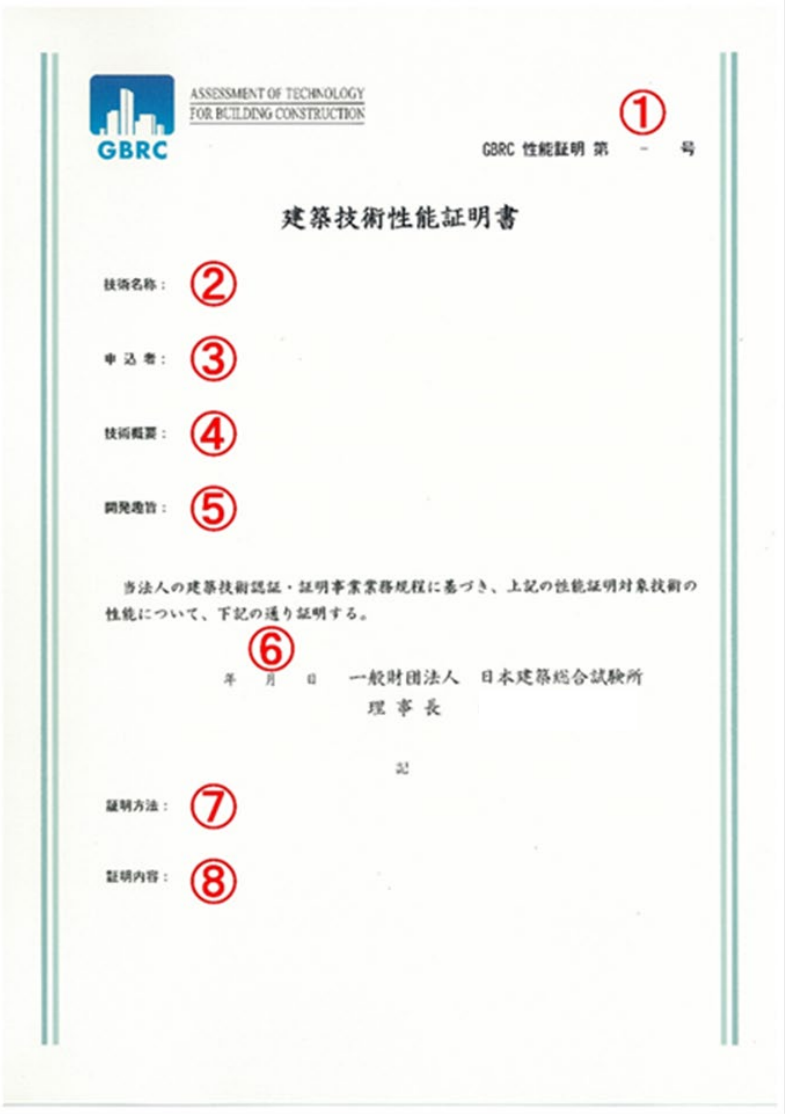
ASSESSMENT OF TECHNOLOGY FOR BUILDING CONSTRUCTION
GBRC

① GBRC 性能証明 第 － 号

建築技術性能証明書

技術名称： ②

申 込 者： ③

技術概要： ④

開発趣旨： ⑤

当法人の建築技術認証・証明事業業務規程に基づき、上記の性能証明対象技術の性能について、下記の通り証明する。

⑥ 年 月 日 一般財団法人 日本建築総合試験所
理 事 長

記

証明方法： ⑦

証明内容： ⑧

①性能証明番号

②当該技術の名称

③申込者社名、代表者、所在地

※共同申込の場合、連名または「本技術の開発は、○○と共同で行われたものである。」と記載されます。

※団体申込の場合は、団体の名称、団体の代表会社名、その代表者、所在地が記載されます。

④技術の概要

⑤技術の開発趣旨

⑥性能証明発効日

⑦証明方法

⑧証明内容

Ⅱ．建築技術性能認証・証明評価報告書

・発行部数：申込者 1 社毎に 1 部発行

・発行費用：手数料に含む（追加発行の場合：製本実費を申し受けます。）

・表　　紙…①性能認証・証明番号、②当該技術の名称、③申込者名（共同申込の場合は連名）、性能認証・証明発効日を記載

・内　　容…a. 鑑（法人及び理事長印押印）、b. 概要、c. 性能認証・証明の詳細、d. 技術資料、e. 議事録

Ⅲ．建築技術性能証明評価概要報告書

・発行部数及び費用：実費ご負担により、必要部数発行
　　ただし、申込者 1 社毎に別途 5 部無料で頒布

・表　　紙…下図参照

・内　　容…a.建築技術性能証明書(写)、b.概要、c.性能証明の詳細、d.技術資料

【建築技術性能証明評価概要報告書（表紙）】

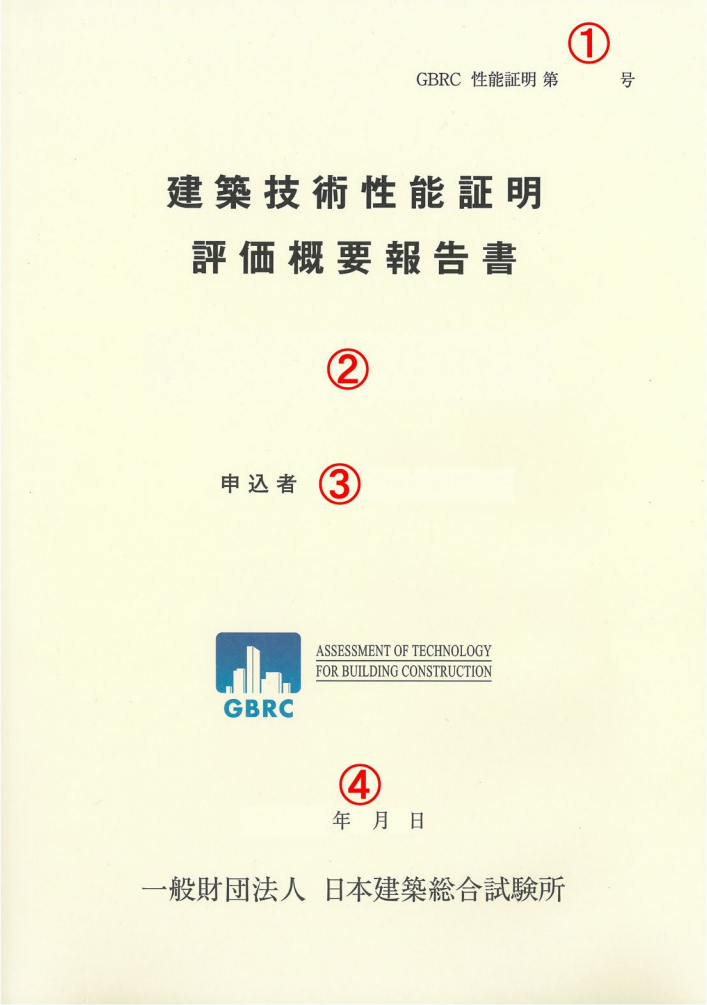

①性能証明番号

②当該技術の名称

③申込者
※共同申込の場合、連名により記載

④性能証明発効日